

## 企画提案書の募集について

次の業務について、プロポーザル方式により契約の相手方を決定いたしますので、企画提案書を募集します。

業務の内容	令和6年度保育エキスパート等（保育士等キャリアアップ）研修事業委託
業務の仕様等	別紙「令和6年度保育エキスパート等（保育士等キャリアアップ）研修事業委託仕様書」のとおり
契約期間	契約締結日から令和7年3月31日まで
業務実施要件	1. 仕様書に示す業務内容を、公正かつ的確に遂行し得る知識と能力を有している者であること。 2. 常にセキュリティ対策を徹底し、万一の事故が発生した場合にも、迅速な対応を図ることができる者であること。
提案していた だく内容	募集要項等のとおり
審査会開催予 定日	令和6年3月上旬から中旬
その他	当該契約の相手方の決定の効果は、令和6年4月1日の令和6年度予算発効時において効力を生ずるものとします。

※ 選定にあたっては、記載された見積額に当該見積額の10%に相当する金額を加算した金額によるので、提案書を提出する方は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の110分の100に相当する金額を記載してください。

なお、記載された見積額に当該見積額の10%に相当する金額を加算した金額に円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた後に得られる金額により提案があったものとします。

※ 上記の業務について提案書の提出を希望される場合には、業務実施要件を満たしていることを確認できる書類を添付して、令和6年2月19日（月）までに参加意思表明書を、令和6年2月29日（木）までに提案書を次の担当所属あての提出をしてください

※ 上記の内容に違反する、また要件を満たすことが確認できなかった場合には、提案書は無効となります。

※ 県では、契約に係る県の予算執行の適正を期すために必要があると認めた場合は、契約の相手方の当該契約に係る処理の状況について調査を行なうことにしています。

このため、委託先として決定され契約する場合には、次の条文を設けています。

（業者調査への協力）

第〇条 発注者が、この契約に係る発注者の予算執行の適正を期するため必要があると認めた場合は、発注者は、受注者に対し、受注者における当該契約の処理の状況に関する調査への協力を要請することができる。

2 受注者は、前項の要請があった場合には、特別な理由がない限り要請に応じるものとし、この契約の終了後も、終了日の属する県の会計年度から6会計年度の間は、同様とする。

(担当所属名) 神奈川県福祉子どもみらい局子ども部 次世代育成課	(問合せ先) 保育・待機児童対策グループ 大貫 電話 045-210-4663 ファクシミリ 045-210-8956 メールアドレス <a href="mailto:hoiku.536@pref.kanagawa.lg.jp">hoiku.536@pref.kanagawa.lg.jp</a>
--	--